

## 関係法令

### ○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（抜粋） （昭和28年法律第35号）

（基準及び規格）

- 第3条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
  - 3 第1項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

# ○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（抜粋）

（昭和51年農林省令第35号）

第1条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第1に定めるところによる。

## 別表第1（第1条関係）

### 2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

- (1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
牛等	<p>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。）</p> <p>(ア) ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。</p> <p>(イ) ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>a 脱脂</p> <p>b 酸による脱灰</p> <p>c 酸処理又はアルカリ処理</p> <p>d ろ過</p> <p>e 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理</p> <p>(ウ) 牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(エ) めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上</p>

	<p>の処理がされたものであること。</p> <p>(オ) 家きん又は魚介類に由来するものであること。</p>
<u>豚、鶏又はうずら</u>	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ <u>豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）又は馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</u></p> <p>ウ <u>豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</u></p> <p>エ <u>豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）</u></p> <p>オ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）</p> <p>カ 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）</p> <p>キ 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）</p> <p>ク 食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p>
<u>養殖水産動物</u>	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ <u>確認済豚血粉等</u></p> <p>ウ <u>確認済豚肉骨粉等</u></p> <p>エ <u>確認済原料混合肉骨粉等</u></p>

	<p>オ 確認済チキンミール等</p> <p>カ 確認済家きん加水分解たん白等</p> <p>キ 確認済魚介類由来たん白質</p> <p>ク 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位並びと畜場法施行規則（昭和28年厚労省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）</p> <p>ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</p> <p>コ 食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p>
<p>蜜蜂</p>	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済チキンミール等</p> <p>エ 確認済魚介類由来たん白質</p>

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

- ア 動物由来たん白質は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。
- イ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、動物由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。
- ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とす

る飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

- (3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

- (4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

- (5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件

(平成26年5月13日 農林水産省告示第649号)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)の表の豚、鶏又はうずらの項及び養殖水産動物の項の第2欄の農林水産大臣が指定するものは、次のとおりとする。

- 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものに含まれる動物由来たん白質
- 二 食品の製造工程において発生した残さ（牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）に含まれる動物由来たん白質

<定義>

「家畜等」:

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（抜粋）  
(昭和28年法律第35号)

(定義)

法律 第2条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（抜粋）  
(昭和51年政令第198号)

(家畜等)

政令 第1条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める動物は、次に掲げるとおりとする。

1 牛、豚、めん羊、山羊及びしか

2～4 (略)

「牛等」:

- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令  
(昭和51年農林省令第35号)

第1条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第1に定めるところによる。

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア～コ (略)

サ グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及びしか  
(以下「牛等」という。)を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

シ～タ (略)